

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館定款

	平成 20 年 12 月 18 日 議決
変更	平成 21 年 12 月 17 日 議決
変更	平成 24 年 10 月 3 日 議決
変更	平成 29 年 10 月 4 日 議決
変更	令和元年 10 月 2 日 議決

(目的)

第 1 条 この地方独立行政法人は、関係医療機関との連携のもと、主として高度・専門医療及び救急医療を提供し、また、医療に従事する者の教育及び研修等の業務を行うことにより、県民医療の確保と医療水準の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第 3 条 法人の設立団体は、佐賀県とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 法人は、事務所を佐賀市に置く。

(法人の種別)

第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第 6 条 法人の公告は、佐賀県公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員)

第 7 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 7 人以内及び監事 2 人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第 8 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は佐賀県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

( 任命 )

第 9 条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

( 役員任期 )

第 10 条 理事長及び副理事長の任期は 4 年とし、理事の任期は 2 年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 34 条第 1 項の規定による財務諸表の承認の日までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

( 設置及び構成 )

第 11 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

( 招集 )

第 12 条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

( 議事 )

第 13 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことはできない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

( 議決事項 )

第 14 条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

( 公共的な施設の設置 )

第 15 条 法人が第 1 条の目的を達成するために設置し、及び運営する公共的な施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
佐賀県医療センター好生館	佐賀市
佐賀県医療センター好生館看護学院	佐賀市

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療従事者の研修及び育成を行うこと。
- (4) 看護師等養成所の運営を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第17条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合に、知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により佐賀県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第20条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、佐賀県に帰属する。

(規程への委任)

第21条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則(平成20年12月18日)

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則(平成21年12月17日)

変更後の定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則(平成24年10月3日)

変更後の定款は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成29年10月4日)

変更後の定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月2日)

変更後の定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第7条及び第15条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表第 1 ( 第 19 条関係 )

## 土 地

所在地	地積 ( m <sup>2</sup> )	備考
佐賀市水ヶ江一丁目 325 番	2,763.63	(平成 29 年 12 月売却)
佐賀市水ヶ江一丁目 326 番	519.00	同上
佐賀市水ヶ江一丁目 327 番	82.00	(平成 29 年 12 月一部売却、平成 30 年 5 月残地寄附)
佐賀市水ヶ江一丁目 328 番	129.55	(平成 29 年 12 月売却)
佐賀市水ヶ江一丁目 329 番 2	71.71	
佐賀市水ヶ江二丁目 365 番	1,388.42	
佐賀市水ヶ江四丁目 43 番 2	1,617.00	
佐賀市水ヶ江六丁目 190 番	661.00	
佐賀市水ヶ江六丁目 222 番	640.42	
佐賀市水ヶ江六丁目 223 番	63.63	
佐賀市鬼丸町 287 番	396.69	
佐賀市嘉瀬町大字中原字三本黒木籠 59 番 1 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字三本黒木籠 60 番 1 へ合筆)	4,519	
佐賀市嘉瀬町大字中原字三本黒木籠 60 番 1 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字三本黒木籠 59 番 1 と合筆)	6,383 (平成 24 年 11 月の合筆により、現在は、10,902.57)	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 378 番 2 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 400 番へ合筆)	531	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 379 番 1 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 400 番へ合筆)	2,920	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 391 番 1 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 400 番へ合筆)	5,388	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 392 番 1 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 400 番へ合筆)	5,263	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 393 番 1 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 400 番へ合筆)	4,191	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 393 番 3 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字	2,621	

五本谷籠 400 番へ合筆)		
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 394 番 2 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 400 番へ合筆)	1,435	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 396 番 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 400 番へ合筆)	1,718	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 398 番 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 400 番へ合筆)	4,905	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 399 番 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 400 番へ合筆)	583	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 400 番 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 378 番 2、同 379 番 1、同 391 番 1、 同 392 番 1、同 393 番 1、同 393 番 3、同 394 番 2、同 396 番、同 398 番、同 399 番、同 401 番、同 402 番及び同 403 番 2 と合筆)	4,994 (平成 24 年 11 月の合筆によ り、現在は、 49,463.24)	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 401 番 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 400 番へ合筆)	7,342.00	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 402 番 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 400 番へ合筆)	2,116.00	
佐賀市嘉瀬町大字中原字五本谷籠 403 番 2 (平成 24 年 11 月 佐賀市嘉瀬町大字中原字 五本谷籠 400 番へ合筆)	5,453.00	

別表第 2 ( 第 19 条関係 )  
建 物

施設名	所在地	延床面積 ( m <sup>2</sup> )	備考
本館	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	26,118.20	平成 28 年 3 月 除却
南棟	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	8,015.44	同上
東棟	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	2,135.31	同上
M R I 棟	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	198.82	同上
旧衛生専門学院	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	1,712.25	同上
旧伝染病隔離病舎	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	864.86	同上
マニホールド室	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	16.00	同上
旧焼却炉棟	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	68.75	同上
車庫	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	57.85	同上
倉庫	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	36.90	同上
自転車置場	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	34.56	同上
自転車置場	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	44.88	同上
自転車置場	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	19.74	同上
駐車場	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 9 号	4,381.70	同上
会所小路宿舎	佐賀市水ヶ江二丁目 10 番 10 号	613.78	
会所小路宿舎物置	佐賀市水ヶ江二丁目 10 番 10 号	56.00	
会所小路宿舎車庫	佐賀市水ヶ江二丁目 10 番 10 号	144.20	
鷹匠小路宿舎	佐賀市水ヶ江四丁目 1 番 15 号	930.23	
鷹匠小路宿舎車庫・物 置	佐賀市水ヶ江四丁目 1 番 15 号	217.32	
古賀宿舎	佐賀市水ヶ江六丁目 8 番 14 号	797.28	
城内宿舎	佐賀市城内二丁目 8 番 1 号	155.26	平成 28 年 3 月 除却
城内宿舎物置	佐賀市城内二丁目 8 番 1 号	13.24	同上
城内宿舎車庫	佐賀市城内二丁目 8 番 1 号	30.00	同上
鬼丸宿舎	佐賀市鬼丸町 11 番 6 号	153.66	
鬼丸宿舎物置	佐賀市鬼丸町 11 番 6 号	9.00	
鬼丸宿舎車庫	佐賀市鬼丸町 11 番 6 号	29.12	